

寒中お見舞い申し上げます



皆様、新しい年を気持ちを新たにお迎えになったことと存じます

今年は例年になく厳しい寒さとなっておりますが皆様におかれましてはお変わりなく御活躍のことと存じ上げます。

私事になりますが、51才、弁護士26年目となりました。おかげさまで、日常の法律業務、日弁連を拠点にした法改正への関与、京大ロースクールでの講師と忙しく活動しております。日常業務では損害賠償、債権回収、不動産売買、多重債務、保証、相続、離婚等を多く扱っています。いよいよ法曹界も激動の時代に入りました。司法支援センターが動き出します。会社法、独禁法など基本法も変わります。来年からはロースクール卒業生が実務に入ります。皆様の期待に十分に応えられる法律事務所を目指して一層の努力をして参る所存です。

今年の一年の皆様のご多幸をお祈りいたします。

今年10月から、いよいよ総合法律支援法に基づく「日本司法支援センター」(愛称「法テラス」)が業務を開始します。「法テラス」は、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられることを目的としています。具体的には、法的トラブルの解決に役立つ情報を無料で提供することや、今まで財団法人法律扶助協会が行っていた民事法律扶助(資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等)などの業務を行います。しかし、未確定な所も多々あり、弁護士の中には国民の権利を守るものになるのかどうか、懐疑的な意見も依然としてあります。

国民に役立つセンターになるためには、皆さんのが関心をもって、ご意見を言っていただくことが必要です。

■京大法科大学院の状況

安保 嘉 博

昨年4月から、京大ロースクールでの消費者法での講師が始まりました。法科大学院棟は京大本部構内の北門を入ってすぐの旧工学部建物を改装したものです。

ロースクールは平成16年4月から全国一斉にスタートしたのですが、法学既習者コースは2年、未習者コースは3年で卒業とされ、消費者法はどちらのコースでも最後の年に履修することになっていますので昨年度は既習者だけであり、100余名の中から26名が消費者法を取ってくれました。学生の構成は大学4年を卒業してすぐの若い人が中心ですが30代半ばの社会人経験者も数名あり、出身大学は早慶等もありますが京大卒業者が多くを占めています。皆さん欠席遅刻もほとんどなく本当に熱心に履修してくれましたが、学年末に筆記試験を実施したところ結果には上下のバラツキがかなりあったのが印象的でした。

司法制度改革の鳴り物入りで誕生したロースクールですがその卒業者の質は旧来の司法試験合格組に比べて落ちるのではないかとの危惧の声が一部で出ているのが気になります。今年5月にはいよいよ新司法試験が実施されます。京大だけでなく全国のロースクール一期生の健闘とそれに続く実務での活躍を期待したいと思います。

【プライバシーポリシー】

都大路法律事務所は、個人情報保護法を遵守するとともに、個人情報保護方針に沿って個人情報の適切な保護に努めます。

1.個人情報の利用目的

当事務所は、収集した個人情報について以下の目的の範囲内で取り扱います。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、本人の同意がない限り、この範囲を超えて個人情報を利用することはできません。

- ①弁護士業務
- ②法律関連情報の提供や挨拶状・事務所通信の送付
- ③社会的な問題でお問い合わせ文書を送付
- ④その他、上記の利用目的に附隨する目的

2.個人情報の第三者への提供

当事務所は、あらかじめ本人の同意を得ている場合及び法令の規定による場合を除き、個人情報を第三者へ提供することは絶対にありません。



京大ロースクールでの講義

■家事事件が増加しています

安保 千秋

●家事事件とは

家事事件とは、実務上、民事事件、刑事案件、少年事件とならんで用いられる用語で、家事審判法などの法律で特に定める家庭に関する事件を言います。家事事件は、手続き上の分類として、調停事件と審判事件の二つに大別されます。

家事調停は、家庭に関するあらゆる紛争を取り扱い、他の手続きに優先する手続きです。家庭に関する紛争のうち、離婚、離縁、認知等は人事訴訟手続によるものとされていますが、これらの裁判を起こすためには、訴訟の前にまず家事調停を経なければなりません（調停前置主義）。

家事審判は、家事審判法などによって対象となる事件が決められており、主として人の身分関係の創設、変更、消滅にかかる事件です。審判官（裁判官）が、審判という形で判断をします。家事審判の対象になる事件のうち、遺産分割、扶養、財産分与等の事件は、まず、調停を申し立てることもできますし、初めから審判が申し立てられた場合でも、家庭裁判所がいつでも調停にすることができます。

このように家事事件については、法律による一刀両断的な解決よりも、事件の実情に応じて、当事者が家事調停において十分に話し合い、納得した上で、合意によって紛争が解決されるのが望ましいと考えているのです。

●増加する家事事件

全国で、家事調停事件は、平成6年の96,920件から平成16年には133,227件に、家事審判事件は、平成6年の292,573件から平成16年には533,654件に増加しています。また、人事訴訟事件では、平成6年の7,373件から平成16年には11,307件に増加しています。申立件数の増加により、京都家庭裁判所では、当事者及び調停委員が大丈夫な日でも、調停室が満杯ということもあります。

このような件数の増加からも、家庭に関する紛争において、家庭裁判所の果たす役割が大きくなっていることがわかります。

●家事調停委員

家事調停は、通常は、家事審判官1人と家事調停委員2名の調停委員会によって行われます。家事審判官が、調停の最初から立ち会うこともありますですが、ほとんどは、家事審判官との評議のもと、家事調停委員2名が調停を進行しています。私は、家事調停委員になって2年になりますが、毎回、調停委員という第三者の立場で、当事者間の時間配分に配慮しながら、交渉して当事者の主張を聞き取り、紛争解決にむけて当事者の納得を得ていく作業に四苦八苦しています。家庭の紛争は、長年にわたる当事者間の感情的対立がある場合も少なくありません。代理人として依頼者との信頼関係のもと、依頼者の気持ちを受け止め、より良い解決の方向を探るのとは違って、第3者として、当事者の感情をうまく受け止めることの難しさを実感しています。弁護士業務にとっても役立つことですので、研鑽に務めたいと思います。